

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 3 月 31 日

金 曜 日

号 外(2)

目 次

規 則

○富山県行政組織規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第24号

富山県行政組織規則の一部を改正する規則

富山県行政組織規則（平成 6 年富山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「知事政策局」を「総合政策局」に、「第12条の 2」を「第12条の 2 の 3」に、「観光・地域振興局」を「観光・交通・地域振興局」に、「第12条の 6」を「第12条の 5」に、

「第 1 款の 2 総合体育センター（第80条の 4・第80条の 5）

第 1 款の 3 県営体育施設（第80条の 6・第80条の 7）

第 1 款の 4 広域消防防災センター（第81条・第82条） を

第 1 款の 5 空港管理事務所（第82条の 2—第82条の 5）

第 1 款の 6 職員研修所（第82条の 6・第82条の 7） 」

「第 1 款の 2 広域消防防災センター（第80条の 3 の 2・第80条の 3 の 3）

第 1 款の 3 総合体育センター（第80条の 4・第80条の 5）

第 1 款の 4 県営体育施設（第80条の 6・第80条の 7）

第 1 款の 5 県民共生センター（第81条・第82条）

第 1 款の 6 空港管理事務所（第82条の 2—第82条の 5）

に、

第 1 款の 7 職員研修所（第 82 条の 6 ・ 第 82 条の 7）

「第 11 款 削除

第 11 款の 2 県民共生センター（第 116 条の 2 ・ 第 116 条の 3）」を

「第 11 款 削除」に改める。

第 5 条中「知事政策局」を「総合政策局」に、「観光・地域振興局」を「観光・交通・地域振興局」に改める。

第 6 条第 1 項の表以外の部分中「知事政策局及び」を削り、同項の表中

| | | |
|--------|-------|-----------------|
| 「知事政策局 | | 富山マラソン推進班 |
| | 秘 書 課 | 秘書第一係 秘書第二係 賞勲係 |

を

| | | |
|--------|-------|-----------------|
| 「総合政策局 | 秘 書 課 | 秘書第一係 秘書第二係 賞勲係 |
|--------|-------|-----------------|

に、

| | | |
|-----------|-------|---|
| 「観光・地域振興局 | 理課 | |
| | 観 光 課 | 情報発信・誘客促進係 観光地域づくり推進係 国際観光班 コンベンション誘致班 賑わい創出班 |
| | 国 際 課 | 企画係 国際交流係 国際協力係 |

を

| | | |
|--------------|-------------|---------------------------------------|
| 「観光・交通・地域振興局 | 理課 | |
| | スポーツ振興課 | スポーツ活性化係 生涯スポーツ係 競技スポーツ係 富山マラソン推進班 |
| | 少子化対策・県民活躍課 | 少子化対策係 県民協働係 女性活躍・働き方改革推進班 |
| | 国 際 課 | 企画係 国際交流係 国際協力係 |
| | 地 域 振 興 課 | 地域資源・ブランド係 定住・交流促進係 |

に改め、同表経営管理部の項中「管理係 財産活用推進係」を「管理係」に、「通信係」を「通信係 県有施設総合管理推進班」に改め、同表生活環境文化部の項中

| | | |
|---------|--------|---------------------|
| 「 化部 | 文化振興課 | 振興係 芸術文化係 富山県美術館整備班 |
| | 男女参画・県 | 男女共同参画係 県民協働係 |
| | 民協働課 | |

を

| | | |
|---------|-------|---------------------|
| 「 化部 | 文化振興課 | 振興係 芸術文化係 富山県美術館整備班 |
|---------|-------|---------------------|

に改め、同表厚生部の項中「児童青年家庭課」を「子ども支援課」に、「管理係 青少年係 家庭係」を「子ども育成係 青少年係 家庭福祉係」に、同表商工労働部の項中「労政係 教育福祉係」を「労政係」に改め、同表農林水産部の項中「企画班」を「企画班 市場戦略推進班」に、「食品安全係 食のブランド推進班」を「食品安全係」に改め、同条第 2 項中「知事政策局に総合交通政策室」を「総合政策局に企画調整室」に、「観光・地域振興局に地方創生推進室」を「観光・交通・地域振興局に観光振興室及び総合交通政策室」に改め、同条第 3 項を削り、同条第 4 項の表以外の部分中「及び課」及び「係及び」を削り、同項の表を次のように改め、同項を同条第 3 項とする。

| 室 | 班 |
|---------|----------------------------------|
| 観光振興室 | 国際観光班 |
| 総合交通政策室 | 並行在来線・広域交通対策班 航空路線利用促進班 空港施設班 |

第 6 条中第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とし、第 7 項を第 6 項とする。

第 8 条の表中「観光・地域振興局」を「観光・交通・地域振興局」に改める。

第 2 章第 2 節第 1 款の款名を次のように改める。

第 1 款 総合政策局

第 9 条の見出しを「（企画調整室）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

企画調整室の分掌事務は、次のとおりとする。

第 9 条第 12 号中「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定並びに」を「教育大綱及び」に改め、同条中第 17 号から第 19 号までを削り、第 16 号の次に次の 1 号を加える。

(17) 地方創生に関すること。

第 9 条中第 20 号を第 18 号とし、第 21 号を削り、第 22 号を第 19 号とする。

第 12 条の 2 を次のように改める。

(スポーツ振興課)

第 12 条の 2 スポーツ振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ（レクリエーションを含む。）の普及振興に関すること。
- (2) 競技スポーツ水準の向上に関すること。
- (3) 富山マラソンに関すること。
- (4) 総合体育センター、高岡総合プール、富山武道館、高岡武道館、富山弓道場、福光射撃場、スキージャンプ場、漕艇場、上市カヌー競技場及び西部体育センターに関すること。

第 2 章第 2 節第 1 款中第 12 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

(少子化対策・県民活躍課)

第 12 条の 2 の 2 少子化対策・県民活躍課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 少子化対策に関すること。
- (2) ボランティア活動の振興に関すること。
- (3) 特定非営利活動法人に関すること。
- (4) 男女共同参画の推進（女性の活躍の推進に関するものを含む。）に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (5) 働き方改革に関すること。
- (6) 仕事と家庭の両立支援に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (7) 県民共生センターに関すること。

(国際課)

第 12 条の 2 の 3 国際課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国際交流及び国際協力の促進に関すること。
- (2) 環日本海施策の総合的な企画及び調整に関すること。

- (3) 外国の省、州等との友好提携の推進に関する事。
 - (4) 多文化共生の推進に関する事。
 - (5) 旅券の発給その他外事に関する事。
- 2 旅券センターは、前項第 5 号に掲げる事務のうち旅券の発給に関する事務を分掌する。
- 3 高岡支所は、旅券センターの所掌事務のうち旅券発給申請の受理及び旅券の交付に関する事務を分掌する。

第 2 章第 2 節第 1 款の 2 の款名を次のように改める。

第 1 款の 2 観光・交通・地域振興局

第 12 条の 3 を削り、第 12 条の 4 を第 12 条の 3 とし、第 12 条の 5 の見出しを「（観光振興室）」に改め、同条各号列記以外の部分中「観光課」を「観光振興室」に改め、同条第 1 号中「観光事業」を「観光」に改め、同条第 2 号中「観光開発」を「観光資源の磨き上げ」に改め、同条第 3 号中「観光宣伝」を「観光情報の発信及び賑わい創出」に改め、同条中第 6 号を削り、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) コンベンションの誘致に関する事。

第 12 条の 5 に次の 3 号を加え、同条を第 12 条の 4 とする。

- (7) 富山湾の活用及び保全の推進に関する事（他の所掌に係るものを除く。）。
- (8) 日本海学の推進に関する事。
- (9) 日本海ミュージアム構想に関する事（他の所掌に係るものを除く。）。

第 12 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

（総合交通政策室）

第 12 条の 5 総合交通政策室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 航空路の開設及び利用促進に関する事。
- (2) 空港の管理及び整備に関する事。
- (3) 空港周辺地域の整備及び地元住民との連絡調整に関する事。
- (4) 空港管理事務所に関する事。
- (5) 地域交通施策の企画及び調整に関する事。
- (6) 地域公共交通の維持活性化に関する事。

- (7) 並行在来線対策に関する事。
- (8) 新幹線関連施策に関する事。
- (9) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する事。

第12条の6を削る。

第14条第1号中「高度情報化に係る施策」を「情報通信施策」に改め、同条第2号中「地域の高度情報化」を「地域情報化」に改め、同条第5号を削り、同条第4号中「高度情報通信ネットワーク」を「行政情報ネットワーク」に改め、「(管財課の所掌に係るものを除く。)」を削り、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 人事給与システムの維持管理に関する事。

第14条第6号中「行政情報システムの整備」を「情報システムの全体最適化」に改め、同条第8号及び第9号を次のように改める。

- (8) 情報セキュリティ対策に関する事。
- (9) 社会保障・税番号制度に関する事(他の所掌に係るものを除く。)

第18条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第7号中「高度情報通信ネットワーク設備」を「防災行政無線」に改め、同号を同条第6号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (7) 具有財産の取得、管理及び処分(他の所掌に係るものを除く。)に関する事。
- (8) 具有施設の総合的な維持及び管理に関する事。

第25条を次のように改める。

第25条 削除

第34条の見出しを「(子ども支援課)」に改め、同条各号列記以外の部分中「児童青年家庭課」を「子ども支援課」に改める。

第48条第2号中「こと」の次に「(他の所掌に係るものを除く。)」を加え、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第52条中第12号を第15号とし、第11号を第14号とし、第10号の次に次の3号を加える。

- (1) 農林水産物の市場戦略の推進に関すること。
 (2) 主要食糧の消費の増進に関すること。
 (3) 農産物の加工品の商品化に関すること。

第53条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第12号までを2号ずつ繰り上げ、第13号を削り、第14号を第11号とし、第15号から第20号までを3号ずつ繰り上げる。

第77条の2第2項を削る。

第78条第2項中「知事政策局に」を「総合政策局に」に、「知事政策局長」を「総合政策局長」に、「知事政策局内」を「総合政策局内」に改める。

第79条の表富山県総合計画審議会の項、富山県私立学校審議会の項、富山県いじめ再調査委員会の項及び富山県公立大学法人評価委員会の項中「知事政策局」を「企画調整室」に改め、同表富山県スポーツ推進審議会の項を削り、同表富山県石油コンビナート等防災本部の項の次に次のように加える。

| | | |
|--------------|--|---------|
| 富山県スポーツ推進審議会 | スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第35条に規定するもののほか、知事又は教育委員会の諮問に応じてスポーツの推進に関する事項について調査審議し、及び知事又は教育委員会に建議する事務 | スポーツ振興課 |
|--------------|--|---------|

第79条の表富山県子育て支援・少子化対策県民会議の項中「地方創生推進室」を「少子化対策・県民活躍課」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | |
|--------------|--|-------------|
| 富山県男女共同参画審議会 | 次に掲げる事項について調査審議する事務及び知事に意見を述べる事務 (1) 男女共同参画の推進に関する基本的事項及び富山県男女共同参画推進条例（平成13年富山県条例第4号）の規定によりその権限に属する事項 (2) その他男女共同参画の推進に関し必要な事項 | 少子化対策・県民活躍課 |
|--------------|--|-------------|

第79条の表富山県男女共同参画審議会の項を削り、同表富山県青少年健全育成審

議会の項中「児童青年家庭課」を「子ども支援課」に改め、同表富山県医療審議会の項中「第71条の2第1項」を「第72条第1項」に改め、同表指定管理候補者選定委員会の項及び指定管理者評価委員会の項中「公の施設所管局室課」を「公の施設所管室課」に改める。

第80条中第1号の4を削り、第1号の3を第1号の4とし、第1号の2を第1号の3とし、第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 広域消防防災センター

第80条中第1号の6を第1号の7とし、第1号の5を第1号の6とし、第1号の4の次に次の1号を加える。

(1)の5 県民共生センター

第80条第11号の2を削る。

第80条の2第6号中「就職」の次に「及び県外からの移住」を加える。

第4章第2節中第1款の4を削り、第1款の3を第1款の4とし、第1款の2を第1款の3とし、第1款の次に次の1款を加える。

第1款の2 広域消防防災センター

(所掌事務)

第80条の3の2 広域消防防災センターは、県民の防災に関する知識の普及及び防災意識の高揚、消防職員及び消防団員の教育訓練、地域の防災を担う人材の養成を行い、並びに災害時における災害応急活動の支援拠点として、安全で安心な地域社会の形成に資するための事務をつかさどる。

(名称及び位置)

第80条の3の3 広域消防防災センターの名称は、富山県広域消防防災センターとする。

2 広域消防防災センターに消防学校を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|---------|-----|
| 富山県消防学校 | 富山市 |

第4章第2節中第1款の6を第1款の7とし、第1款の5を第1款の6とし、第

1 款の 4 の次に次の 1 款を加える。

第 1 款の 5 県民共生センター

(所掌事務)

第 81 条 県民共生センターは、男女の人権が尊重され、豊かで活力のある社会を実現するための男女共同参画の推進に関する相談、情報の収集及び提供、調査研究等の事務をつかさどる。

(名称及び位置)

第 82 条 県民共生センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|------------|-----|
| 富山県民共生センター | 富山市 |

第 4 章第 2 節第 11 款の 2 を削る。

第 134 条第 1 項第 2 号中「保護負担金」を「児童福祉施設に係る負担金」に改め、同条第 2 項第 2 号中「精神衛生上」を「精神保健上」に改め、同項中第 5 号から第 7 号までを削り、第 8 号を第 5 号とし、同号の次に次の 4 号を加える。

- (6) 養子縁組に関する相談に関すること。
- (7) 市町村が行う介護給付費等の支給決定等の業務に関する援助等に関すること
(他の所掌に係るものを除く。)
- (8) 療育手帳の交付に関すること (18 歳未満の者に係るものに限る。)
- (9) 所管区域内の市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供及び市町村職員等の支援に関すること。

第 182 条の表以外の部分中「科」の次に「、センター」を加え、同条の表中「及び科」を「、科及びセンター」に改め、同条の表中

| | | |
|---|------------------------|---|
| 「 | 医療相談室 | 」 |
| を | | |
| 「 | 医療相談室 入退院支援セン ター | 」 |

に改める。

第 183 条中第 24 項を第 25 項とし、第 16 項から第 23 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 15 項の次に次の 1 項を加える。

16 総合地域連携部入退院支援センターの分掌事務は、入退院支援に関することとする。

第 199 条第 6 号中「就職」の次に「及び県外からの移住」を加える。

第 296 条第 13 項の表中「熊野川ダム（）」を「熊野川ダム及び久婦須川ダム（それぞれの）」に、「）及び」を「）並びに」に改める。

第 326 条第 1 項の表の知事政策局長の項中「知事政策局長」を「総合政策局長」に、「知事政策局の」を「総合政策局の」に改め、同表の観光・地域振興局長の項中「観光・地域振興局長」を「観光・交通・地域振興局長」に、「観光・地域振興局の」を「観光・交通・地域振興局の」に改め、同表中

| | |
|----------|------------------------------|
| 総合交通政策室長 | 総合交通政策室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| 地方創生推進室長 | 地方創生推進室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。」 |

を

| | |
|----------|------------------------------|
| 企画調整室長 | 企画調整室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| 観光振興室長 | 観光振興室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| 総合交通政策室長 | 総合交通政策室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。」 |

に改める。

第 329 条第 1 項の表中

| | |
|-------|--------------------------------|
| 副 科 長 | 科長を補佐し、科長に事故があるときは、その職務を代行する。」 |
|-------|--------------------------------|

を

| | |
|-----------|-------------------------------|
| 副 科 長 | 科長を補佐し、科長に事故があるときは、その職務を代行する。 |
| セ ン タ ー 長 | センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。」 |

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第79条の改正規定（同条の表富山県医療審議会の項に係る部分に限る。）は、平成29年4月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の表の左欄に掲げる室又は課の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる室又は課の職員となるものとする。

| この規則の施行前の室又は課の名称 | この規則の施行後の室又は課の名称 |
|----------------------|--------------------|
| 知事政策局秘書課 | 総合政策局秘書課 |
| 知事政策局消防課 | 総合政策局消防課 |
| 知事政策局防災・危機管理課 | 総合政策局防災・危機管理課 |
| 知事政策局総合交通政策室 | 観光・交通・地域振興局総合交通政策室 |
| 観光・地域振興局地方創生推進室地域振興課 | 観光・交通・地域振興局地域振興課 |
| 観光・地域振興局観光課 | 観光・交通・地域振興局観光振興室 |
| 観光・地域振興局国際課 | 総合政策局国際課 |
| 厚生部児童青年家庭課 | 厚生部子ども支援課 |

- 3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる室又は課の主幹、副主幹、主査、主任又は技能主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる室又は課の主幹、副主幹、主査、主任又は技能主任の職を命ぜられたものとする。
- 4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

| この規則の施行前の職の名称 | この規則の施行後の職の名称 |
|----------------------------|----------------------------------|
| 知事政策局秘書課長 | 総合政策局秘書課長 |
| 知事政策局秘書課課長補佐 | 総合政策局秘書課課長補佐 |
| 知事政策局秘書課秘書第一係長 | 総合政策局秘書課秘書第一係長 |
| 知事政策局秘書課秘書第二係長 | 総合政策局秘書課秘書第二係長 |
| 知事政策局秘書課賞勲係長 | 総合政策局秘書課賞勲係長 |
| 知事政策局消防課長 | 総合政策局消防課長 |
| 知事政策局消防課課長補佐 | 総合政策局消防課課長補佐 |
| 知事政策局消防課消防係長 | 総合政策局消防課消防係長 |
| 知事政策局消防課予防係長 | 総合政策局消防課予防係長 |
| 知事政策局消防課防災航空センター所長 | 総合政策局消防課防災航空センター所長 |
| 知事政策局消防課防災航空センター所長代理 | 総合政策局消防課防災航空センター所長代理 |
| 知事政策局防災・危機管理課長 | 総合政策局防災・危機管理課長 |
| 知事政策局防災・危機管理課課長 | 総合政策局防災・危機管理課課長 |
| 知事政策局防災・危機管理課課長補佐 | 総合政策局防災・危機管理課課長補佐 |
| 知事政策局防災・危機管理課安全なまちづくり班長 | 総合政策局防災・危機管理課安全なまちづくり班長 |
| 知事政策局総合交通政策室長 | 観光・交通・地域振興局総合交通政策室長 |
| 知事政策局総合交通政策室課長補佐 | 観光・交通・地域振興局総合交通政策室課長補佐 |
| 知事政策局総合交通政策室並行在来線・広域交通対策班長 | 観光・交通・地域振興局総合交通政策室並行在来線・広域交通対策班長 |
| 知事政策局総合交通政策室航空路線利用促進班長 | 観光・交通・地域振興局総合交通政策室航空路線利用促進班長 |

| | |
|---------------------------------|-----------------------------|
| 知事政策局総合交通政策室空港施設班長 | 観光・交通・地域振興局総合交通政策室空港施設班長 |
| 観光・地域振興局課長 | 観光・交通・地域振興局課長 |
| 観光・地域振興局地方創生推進室地域振興課長 | 観光・交通・地域振興局地域振興課長 |
| 観光・地域振興局地方創生推進室地域振興課課長補佐 | 観光・交通・地域振興局地域振興課課長補佐 |
| 観光・地域振興局地方創生推進室地域振興課地域資源・ブランド係長 | 観光・交通・地域振興局地域振興課地域資源・ブランド係長 |
| 観光・地域振興局地方創生推進室地域振興課定住・交流促進係長 | 観光・交通・地域振興局地域振興課定住・交流促進係長 |
| 観光・地域振興局観光課国際観光班長 | 観光・交通・地域振興局観光振興室国際観光班長 |
| 観光・地域振興局国際課長 | 総合政策局国際課長 |
| 観光・地域振興局国際課課長補佐 | 総合政策局国際課課長補佐 |
| 観光・地域振興局国際課企画係長 | 総合政策局国際課企画係長 |
| 観光・地域振興局国際課国際交流係長 | 総合政策局国際課国際交流係長 |
| 観光・地域振興局国際課国際協力係長 | 総合政策局国際課国際協力係長 |
| 観光・地域振興局国際課旅券センター所長 | 総合政策局国際課旅券センター所長 |
| 厚生部児童青年家庭課長 | 厚生部子ども支援課長 |
| 厚生部児童青年家庭課課長補佐 | 厚生部子ども支援課課長補佐 |
| 厚生部児童青年家庭課管理係長 | 厚生部子ども支援課子ども育成係長 |
| 厚生部児童青年家庭課青少年係長 | 厚生部子ども支援課青少年係長 |
| 厚生部児童青年家庭課家庭係長 | 厚生部子ども支援課家庭福祉係長 |
| 厚生部児童青年家庭課子育て支援班長 | 厚生部子ども支援課子育て支援班長 |

(富山県いじめ再調査委員会規則及び富山県救急業務高度化推進協議会規則の一

部改正)

5 次に掲げる規則の規定中「知事政策局」を「総合政策局」に改める。

(1) 富山県いじめ再調査委員会規則（平成26年富山県規則第49号）第9条

(2) 富山県救急業務高度化推進協議会規則（平成26年富山県規則第33号）第11条
（富山県会計規則の一部改正）

6 富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「知事政策局に置かれた室及び課以外の知事政策局、」を削る。

第42条第2項第1号中「（知事政策局に置かれた室及び課以外の知事政策局にあつては、知事政策局長が指定する職員。以下同じ。）」を削る。

別表第2知事政策局に置かれた室及び課以外の知事政策局の項を削る。

別表第3児童青年家庭課の項を次のように改める。

| | |
|--------|----------|
| 子ども支援課 | 子ども支援課 |
| | 新川厚生センター |
| | 中部厚生センター |

（とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例施行規則の一部改正）

7 とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例施行規則（平成21年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第4条中「観光・地域振興局」を「総合政策局」に改める。

（富山県特定非営利活動促進法施行規則の一部改正）

8 富山県特定非営利活動促進法施行規則（平成10年富山県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第9条第1項中「富山県生活環境文化部男女参画・県民協働課」を「富山県総合政策局少子化対策・県民活躍課」に改める。

（富山県男女共同参画推進条例施行規則の一部改正）

9 富山県男女共同参画推進条例施行規則（平成13年富山県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中「生活環境文化部男女参画・県民協働課」を「総合政策局少子化対策

・ 県民活躍課」に改める。

(富山県通訳案内士法施行規則の一部改正)

10 富山県通訳案内士法施行規則（昭和53年富山県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「観光・地域振興局観光課」を「観光・交通・地域振興局観光振興室」に改める。

(人 事 課)
